

宇宙開発利用に係る調査・安全有識者会合の運営について

令和5年2月22日
研 究 開 発 局
宇 宙 開 発 利 用 課

宇宙開発利用に係る調査・安全有識者会合（以下「本会合」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

（本会合の公開）

第1条 本会合は原則として公開とする。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（本会合資料の公開）

第2条 本会合の資料は原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

第3条 本会合の議事は、議事録をホームページへの掲載等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、本会合の議事の手続きその他本会合の運営に関し必要な事項は、事務局が本会合に諮って定める。

以上